

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和39年9月から40年3月までの期間及び40年6月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から40年3月まで
② 昭和40年6月から41年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和38年8月から40年3月までの期間及び40年6月から41年3月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、申立期間当時、実家で両親と兄弟姉妹4人と同居し、家業の研磨業を手伝っていたが、小遣い程度の給料をもらっていただけだったので、国民年金の加入手続や保険料の納付は母に任せていた。同居していた兄と姉の保険料は納付済みであるにもかかわらず、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その母が、申立人及び申立期間当時同居していた申立人の兄と姉の保険料を納付していたとしているところ、事実、申立人の申立期間を除く国民年金加入期間及び兄と姉の国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みであることから、その母の納付意識は高かったものと認められる。

また、社会保険事務所の記録により、昭和39年9月18日を資格取得日(その後、昭和57年2月ごろに38年8月18日に訂正)とし、申立人の国民年金手帳記号番号は41年8月18日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間①のうち39年9月から40年3月までの期間及び申立期間②の保険料については、過年度納付が可能である上、両申立期間の間の40年4月及び同年5月分の保険料が42年1月に過年度納付されていること及び、

申立期間以降も3度過年度納付されていることが確認できることを考慮すると、納付意識の高い申立人の母が国民年金手帳記号番号の払出し時点で過年度納付可能な39年9月から40年3月までの期間及び申立期間②の保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

- 2 しかしながら、申立期間①のうち、昭和38年8月から39年8月までの期間については、社会保険事務所の記録及びA市役所の被保険者名簿の資格取得日が57年2月ごろに記録訂正されるまでの間は39年9月18日のままであり、申立人の国民年金手帳記号番号払出し時点では、当該期間は無資格期間として取り扱われていたと考えられることから、保険料の納付はできなかったものと推認できる上、申立人に係る資格取得日の記録を訂正した57年2月時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の保険料を納付していたとするその母は既に他界しているため、保険料の納付状況は不明である上、当該期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和39年9月から40年3月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から同年10月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から同年10月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、平成5年2月から同年10月までの納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

国民年金保険料の納付は国民の義務だと思っていたので、平成4年11月ごろに、私がA市役所B地区事務所（現在は、A市C区役所D出張所）で加入手続きを行い、保険料を納付していた。納付場所は、はっきり覚えていないが、加入して最初の保険料をA市役所B地区事務所で納めたときに付加年金の加入を勧められ、翌月から付加保険料もあわせて納付した。私自身が納付書で払ったのは覚えているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である上、申立人の年金手帳記号番号は、社会保険事務所の記録から、平成4年11月ごろに払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間の保険料は現年度納付が可能である。

また、申立人は、A市役所B地区事務所で加入して最初の保険料を納付した際に、付加年金の加入を勧められ、翌月から付加保険料を納付することにしたとしているところ、事実、申立期間直前の平成4年12月及び5年1月の納付記録では、付加保険料を納付している上、A市役所では、当時、各地区事務所において国民年金の加入手続きのために訪れた者^{びょう}に対し、付加年金の加入を勧めていたとしていることから、申立内容には信憑性が認められる。

さらに、申立人は、平成4年11月ごろにA市役所B地区事務所において国民年金の加入手続きを行い、同年12月から付加保険料を納付し始めたばかりで

あったにもかかわらず、申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 1 日から 38 年 12 月 1 日まで
② 昭和 39 年 3 月 2 日から 41 年 3 月 20 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

脱退手当金が支給されたとする昭和 41 年 7 月 12 日には結婚により既に A 地方から B 地方に転居していたので、脱退手当金を受給できるはずがない。再度調査を行い、年金記録の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた C 社 D 営業所において、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年のうちに資格を喪失した女性被保険者 38 人中、脱退手当金の受給有資格者は 24 人であったところ、資格喪失後 180 日以内に脱退手当金の支給記録のある者は 2 人のみであることから、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたことになっている時期には、既に国民年金に加入し、以後国民年金保険料を納付しており、年金に継続して加入する意思がうかがわれることから、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、C 社 D 営業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている女性のうち、退職後に脱退手当金の支給記録のある被保険者 9 人すべての欄に「脱」の表示が確認できるのに対し、申立人の欄には「脱」の表示は確認できない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

当時、市役所から「今、まとめて払うと昭和36年4月から加入していることのできる。」という内容の書類が送付されたので、妻が夫婦二人分の保険料として、当時の金額で20数万円を市役所に納付した。

昭和36年4月から納付していると思っていたのに、申立期間について国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年4月1日を資格取得日として48年7月に夫婦連番で払い出されており、申立期間は未加入期間とされていたことから納付書が発行されず、保険料の納付ができなかったものと考えられる。

また、市役所からの納付勧奨により夫婦二人分の保険料として20数万円を市役所で納付したとしているが、社会保険事務所の記録により、申立人の昭和40年4月から45年3月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の保険料は、48年6月27日に納付されているとともに、45年4月から47年3月までの保険料は50年12月17日に納付されていることが確認できるものの、いずれの時点においても、当時、申立期間を含む保険料をまとめて納付した場合の保険料総額と大きく乖離するなど申立内容には不自然な点が認められる。

さらに、申立人が申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとするその妻から証言が得られないため、加入状況及び納付状況が不明である上、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払出された形跡は見

当たらない。

加えて、申立期間においてその妻が申立人の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から48年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

当時、市役所から「今、まとめて払うと最初から加入していることにできる」という内容の書類が送付されたので、私が夫婦二人分の保険料として当時の金額で20数万円を市役所に納付した。

夫と共に納付していたと確信しているのに、申立期間について国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年4月1日を資格取得日として48年7月に夫婦連番で払い出されており、申立期間は未加入期間とされていたことから納付書が発行されず、保険料の納付ができなかったものと考えられる。

また、申立人は、市役所からの納付勧奨により夫婦二人分の保険料として20数万円を市役所で納付したとしているが、社会保険事務所の記録により、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出し以降でその夫が保険料を特例納付したことが確認できる昭和50年12月17日時点において、申立期間の保険料及びその夫の当該時点における未納分の保険料をまとめて納付した場合の保険料総額と大きく乖離するなど申立内容には不自然な点が認められる。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から41年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和38年1月から41年3月までの納付が確認できないとの回答を受け取った。

昭和49年10月に厚生年金保険に加入するまで町内集金で毎月国民年金保険料の納付を継続していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の国民年金保険料と一緒に自身の保険料を町内会の納付組織に納付したとしているが、申立人及びその夫には、昭和41年4月20日に職権適用と推認できる国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立期間は未加入期間として取り扱われていたと考えられることから、申立人の主張する方法では保険料を納付することができなかつたと推認できる上、その夫に係る申立期間の保険料は未納となっている。

また、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出し（昭和41年4月）時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない上、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年5月から45年4月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私は、申立期間当時、国民年金のことはすべて母に任せていたが、大学に在学していた期間、卒業後就職して厚生年金保険に加入していた期間、婚姻後の昭和45年4月までの期間の国民年金の保険料は母が婚姻前に前納してくれていたはずである。私の兄及び弟ともに20歳以降の国民年金保険料は納付済みであり、母が私の保険料のみを納付しなかったとは考えられないことから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母も記憶が曖昧^{あいまい}であるため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人は、婚姻後の昭和45年4月までの保険料を母が婚姻前に前納してくれていたはずであるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の46年10月に払い出されていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の主張する前納による保険料の納付を行うことはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の兄及び弟の申立期間における納付記録は、特例納付等の方法によりさかのぼって納付されていることがA町役場（現在は、B市役所）の国民年金被保険者カードの検認記録から確認できるものの、申立人は、その母が申立人の婚姻後における保険料納付には関与していないとしている上、自身

はさかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしているなど、申立期間の保険料を特例納付により納付したことをうかがわせる事情が見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年9月から19年3月まで
② 昭和19年8月から20年8月13日まで

「ねんきん特別便」を見たところ、戦時中に勤めていたはずの期間が厚生年金保険の加入期間となっていなかった。

申立期間中は、A市にあった軍の関係工場であるB社に勤務していた。当時、厚生年金保険に加入していたと記憶しているため、再調査をして、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間当時にA市にあったB社に勤務していたと主張しているが、A市において確認できるB社は、商業登記簿謄本から昭和34年9月22日に設立されていること、及び社会保険庁の記録から38年3月1日に厚生年金保険適用事業所となっていることが確認できる。

また、防衛省防衛研究所図書館資料室は、両申立期間当時の軍需関連工場としてB社は確認できないと回答している上、申立人が当時の勤務先の周辺に所在したと記憶している4社に照会したところ、いずれの会社も当時の資料が無く、申立期間当時にB社があったかどうかについては不明であると回答している。

さらに、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月から34年3月ないし同年5月まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した記録が無い旨の回答を得た。

夫の知人が当時A社の営業部長をしていたことから、同社に就職した。このことは私の妹もよく知っている。当時の資料等はないが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B店に就職する契機となったとする人物の名前が社会保険事務所の記録から確認できること、及び申立人の妹の証言から、申立人がA社B店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が、申立期間当時、所属していたと主張しているA社B店における現場部門の複数の従業員が、申立人の名前に記憶は無いと証言している上、同社も、当時の資料が残存していないため、申立人の同社における勤務事実は確認できないと回答していることから、申立人が同社に勤務していた時期及び期間を特定することができない。

また、A社B店は、当時の資料が残存していないことから、保険料の控除については不明であり、また、当時の社会保険加入に係る取扱いについても事実確認ができないとしている。

さらに、複数の同僚は、「当時、正社員は新卒で入社した人だけであり、正社員であれば厚生年金保険に加入していると思うが、臨時雇用者の厚生年金保険加入については不明である。」と証言している。

加えて、申立人は、A社B店に勤務した期間及び厚生年金保険料の控除についての具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていた

ことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年夏ごろから 22 年秋まで
② 昭和 22 年冬から 24 年夏まで
③ 昭和 28 年夏から 30 年冬まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間の照会をしたところ、申立期間①から③までについて厚生年金保険に加入した記録が無い旨の回答を受け取った。

申立期間①については米軍A基地で施設管理業務に従事し、また、申立期間②については同基地内の付属施設で勤務していた。申立期間③については、米軍B基地内の付属施設に勤務していた。当時の写真を保管しており、同僚及び上司の名前の記憶もあるが、60 数年前の戦後の動乱期のことで、それ以外証明するものは無い。

適用事業所として確認できないとの社会保険事務所の回答及び健康保険に加入している申立期間③が厚生年金保険加入期間でないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、米軍A基地で施設管理業務に従事していたが、雇用されていた事業所は同基地外に所在する民間の個人事業所であり、当該事業所名及び事業主名は記憶していないと証言していることから、当該事業所における勤務実態が確認できない。

また、申立人が名前を記憶する同僚二人は、いずれも申立期間①当時、厚生年金保険被保険者であったことが確認できない上、一人は既に他界し、他の一人は連絡先が確認できず証言を得られないことから、申立期間における当該事業所に係る勤務実態及び保険料の控除の有無について確認する

ことができない。

- 2 申立期間②について、申立人は、米軍A基地内付属施設に勤務していたと主張しているが、社会保険庁の記録において、同付属施設は厚生年金保険適用事業所として確認することができない。

また、申立人は事業主及び同僚の名前を記憶していないことから、申立期間における当該事業所における勤務の事実及び保険料控除について確認することができない。

さらに、駐留軍従業員に対する社会保険制度については、「進駐軍労務者に対する健康保険及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日付け保発第92号厚生省保険局長通知)に基づき、昭和24年4月1日から適用されたことから、申立期間②のほとんどが、厚生年金保険に加入することができなかった期間となる。

- 3 申立期間③について、申立人が提出した「厚生年金保険被保険者期間について」(平成3年4月2日付け、C社会保険事務所から申立人に発出された文書)により、「B基地内付属施設では、昭和29年4月26日から30年1月18日まで健康保険のみ加入の記録があります。」との記載が確認できることから、当該期間について、申立人が同付属施設に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、駐留軍従業員については、上述のとおり昭和24年4月1日から社会保険が適用されていたものの、「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」(昭和26年7月3日付け保発第51号厚生省保険局長通知)に基づき、26年7月1日以降、非軍事的業務に使用される者は、日本政府の直接の使用人としての身分を喪失し、連合軍に使用されることとなった。また、当該通知において社会保険の適用の見直しがあり、PX(物の販売の事業)等の適用事業所に使用される者は強制被保険者となり、ハウス、ホテル等の家事使用人及びクラブ、宿泊施設、食堂、映画事業等に使用される者は非強制被保険者とされ、それぞれが適用事業所になった場合において社会保険が適用されることになったものの、社会保険庁の記録において、B基地付属施設が厚生年金保険適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、一人は厚生年金保険被保険者記録が確認できず、他の一人は昭和28年6月30日から30年4月1日まで別の事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、申立人はこの事業所においても厚生年金保険被保険者として確認できない。

- 4 申立人は、すべての申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除さ

れていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 6 月まで
② 昭和 40 年 4 月から 44 年 4 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間の照会をしたところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入した記録が無い旨の回答を受け取った。

申立期間①については、A地のB社に勤務し給与支払表において保険料が控除されていた記憶があり、健康保険証で歯科等を受診した記憶もある。また、申立期間②については、C社の社長が運営するD事業所に入社し、C社の社員待遇で勤務していた。このため、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社の現事業主は、「保管していた従業員の入退店の日付が記載されている帳簿に、申立人は、昭和 35 年 9 月 21 日入店、39 年 3 月 30 日退店と記録されている。」と回答していることから、申立期間①とは多少期間が相違するものの、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 10 年 2 月 1 日であることから、申立期間当時、同社は厚生年金保険適用事業所でなかったことが確認できる。

また、B社の申立期間①当時の事業主は既に他界し、現事業主は当時の資料は無く申立期間①における保険料控除等については不明であると回答している上、申立人は当時の同僚の姓名を記憶しておらず、同僚の証言を得ることができないことから、申立期間①における保険料控除について確

認することができない。

さらに、B社が加入するE国民健康保険組合に、申立期間①当時の加入者名の資料は保管されておらず、申立人に係る記録を確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人が名前を記憶するD事業所における同僚が昭和43年11月1日にC社で被保険者資格を取得していることから、期間は特定できないものの、申立人がD事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間②当時におけるC社の事業主及びその妻は、申立人の名前に記憶が無い上、当該事業所が当時、社会保険事務を委託していた社会保険労務士事務所が保管する同社の台帳(厚生年金保険被保険者資格の得喪年月日が記載されたもの)に、申立人の名前は記載されていない。

また、申立人が名前を記憶する同僚二人のうち一人は、C社に係る厚生年金保険の記録が確認できるものの連絡先は不明であり、また、他の一人は、同社及びD社に係る厚生年金保険の記録は確認できない。

さらに、申立人はD事業所で営業関係の仕事をしていたと主張しているが、当時、C社に勤務していたことが確認できた一人は、申立人を記憶していない。

加えて、事業主は、当時は正社員のみを厚生年金保険に加入させていたと証言しているが、上記のC社に勤務していた人物は、営業関係の仕事をしてきた者は、アルバイトであったと証言している。

- 3 申立人は、いずれの申立期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 :
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月から21年まで
② 昭和21年から23年まで

ねんきん特別便において、申立期間について、厚生年金保険被保険者の記録が無いことが分かった。

申立期間①については、A社に臨時社員として勤務しており、申立期間②については、B社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、その当時、A社は既に存在しておらず、また、申立人は、正確な事業所名及び同僚の氏名について記憶していないことから、申立人の勤務について確認することができない。

2 申立期間②について、業務内容に関する申立人の具体的な主張から、期間及び時期について特定することができないものの、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、事業主及び同僚の氏名について記憶していないとしているため、同僚等の証言を得ることができない上、申立人が勤務していたとするB社の親会社であるC社は、申立人がB社に勤務していた事実を確認できる資料が無く不明であると回答していることから、申立期間における勤務について確認することができない。

また、社会保険庁の記録から、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和28年4月6日であることが確認できる。

3 申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険料控除について具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。